

大阪柔整だより

ダイジェスト版

柔道整復師の看板や広告法令遵守について

大阪府健康医療部保健医療室より通知がありましたのでお知らせいたします。

柔道整復師で広告できる事項は、

■柔道整復業（柔整師法第 24 条）

- ①柔道整復師である旨ならびにその氏名及び住所
- ②施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③施術日または施術時間
- ④ほねつぎ（または接骨）
- ⑤医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼または骨折の患部の施術にかかる申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- ⑥予約に基づく施術の実施
- ⑦休日または夜間における施術の実施
- ⑧出張による施術の実施
- ⑨駐車設備に関する事項

違反した場合は、処罰の対象となります。